

特定行政書士法定研修再受講制度の拡大措置について

平成29年度の特定行政書士法定研修より、再受講制度が拡大します。

従来は、平成27年度・28年度の募集要項等にてご案内のとおり「考査において不合格であった場合、次年度に限り、受講料については半額、又は考査の受験のみであれば無料」とさせていただいておりました。

今般、再受講制度について不合格等未修了者を対象として、初回受講の翌々年度（※）まで再受講チャンスが拡大することとなりました。

この機会にぜひ、ご受講をご検討ください！

※3年目受講においては改めて講義受講を完了することが必要です

